

第3回いじめ対策審議会（議事概要）

1 日 時 平成27年3月6日（金）14:00～16:00

2 場 所 県民会館7階「鶴」

3 出席者 (1) 委員7名
(2) 県教育委員会、知事部局 15名

4 会議の概要

- (1) 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
事務局から報告後、意見交換。
- (2) いじめ防止の取組について
事務局から報告後、意見交換。
- (3) 心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」について
事務局から報告後、意見交換。
- (4) 平成27年度いじめ防止対策関連施策の概要について
事務局から報告後、意見交換。

5 発言要旨

- (1) 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

【委員】

- ・重大事態について差し支えない範囲で教えていただきたい。

【事務局】

- ・いじめ防止対策推進法における「重大事態」には、第1号としてひどい暴力等により生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、第2号として長期にわたる欠席を余儀なくされた場合がある。兵庫県の一件は第1号にあたるが、暴力というよりも噂話やネットへの書き込みで本人が苦痛を感じていたという案件である。市教育委員会と学校が連携して調査し、報告した。ただし今回は再調査を実施するには至らなかった。学校の対応で一定の解消が得られ、本人・保護者も納得していると聞いている。

【委員】

- ・学校いじめ防止基本方針作成率は私立も含むのか。

【事務局】

- ・全国は国公立、兵庫県は公立学校の作成率である。

【委員】

- ・私立学校の各学校いじめ防止基本方針作成はどのような状況にあるのか。

【委員】

- ・私立学校のいじめ防止基本方針作成率は100%であり、全ての私立学校がホームページに掲載している。

【委員】

- ・全国的に認知件数は減っている。良い悪いではなく、一定の解消が図られているが、継続支援中のものもあって当然である。全国的に減少傾向にあるなかで懸念されているのは、大津の事件をきっかけに、いじめの問題の取組姿勢が高まったものの、それが維持できるかという点である。兵庫も減少しているが、注意深くフォローし、関心と対応、取組をやっていただきたい。いじめは未然防止が必要となっている。いじめ防止の効果は検証しづらいが、教育委員会の取組や学校現場の取組を続けてほしい。

【委員】

- ・学校や教員、教育委員会がいじめ防止に取り組んでいても、保護者等からは取り組んでいないなどの意見がある。どのような取組をしているかの広報が必要である。あるアンケートでは、いじめ問題はなくならない、アンケートに取り組んでも無駄という意見があった。その背景には、学校は何もやってくれないというイメージがある。学校と生徒、保護者との信頼関係も影響している。いじめ防止の取組について周知広報し、関心をもたせ続けてほしい。

【委員】

- ・「いじめ発見のきっかけ」について、兵庫県では「保護者や児童生徒からの訴え」や「その他の保護者からの情報」が、全国平均よりも多いことに期待がもてる。

【委員】

- ・全体の構成が 100%になるアンケートの仕組みであるため、低くなる項目があれば、他の項目が高くなるようになる。仕組みとしては少々誤解を与える。保護者やその他の教員の発見も大切にしながら、その他も組み合わせることで発見率を高めていくことが大切である。

【委員】

- ・学校の意図がうまく伝わっていない理由は何か。単なる広報の問題なのか、それ以外なのか。

【委員】

- ・教育への期待が高く、教員はやっているつもりでもまだ足りないと思われる面と、学校からの発信が届いていない面もあるかと思う。

【委員】

- ・アンケートの聴取方法を教えていただきたい。

【事務局】

- ・アンケート調査は全ての学校で実施している。県教育委員会としては、学期に1回はアンケートを実施するように指導している。記名式がもっとも多いが、無記名式もある。また、記名式・無記名式を組み合わせる学校もある。アンケート調査だけでなく個人面談、個人ノート、家庭訪問による聞き取りも行っている。匿名で、ひょうごっ子悩み相談に電話をかけてこられる例もある。

【委員】

- ・クラスで一斉にアンケートに回答させるのか。周りを気にする生徒がいるのではないか。

【事務局】

- ・アンケート用紙と提出用封筒を持って帰らせ、自宅で回答し封筒に入れて後日持ってこさせるという方法をとる場合もある。

(2) いじめ防止の取組について

【事務局】

- ・本年度「いじめを決して許さない集団づくり実践事業」として小中高 24 校が取り組んだ。児童生徒が主体的に取り組むことで、いじめを許さない雰囲気をつくられたと聞いている。このような取組が県下全域に広がっていくようにしたい。
- ・高等学校では「高校生心のサポートシステム実践研究事業」の中で、いじめをテーマに 16 校が研究している。そのうち県立有馬高校定時制の取組を資料で紹介している。
- ・私立学校はいじめの解消率については、小学校 85.3%、中学校 83.6%、高校 98.0%となっている。すべての私立学校でいじめ防止基本方針およびいじめの対応への組織を設置している。私学総連合会においても各種研修会を実施している。
- ・「ひきこもり」については、全国的に男性のひきこもりが8割を越えている。「ほっとらいん相談」にひきこもりで電話をしてこられる方の中には、子どもの頃にいじめを受けていたと話す人もいる。
- ・「青少年のネットトラブル未然防止大作戦」として、小中高生 2000 人に携帯電話の利用実態に関するアンケートを実施し、スマホとの関わり方について小中高生が考える「スマホサミット in ひょうご」を開催した。

【委員】

- ・「ひきこもり」の話もあったが不登校においては、学校からのアプローチが焦点となってくると考える。

【委員】

- ・児童生徒の主体的な活動に、一定の成果が出てきている。ただ、兵庫では地域の巻き込みが少ない気もする。子どもとのつながりは、学校だけではない。いじめ防止についても地域と連携して対応しなければならない。地域を巻き込むような仕組みがあるのか教えてほしい。

【事務局】

- ・いじめへの関わりとしては、連絡協議会がある。設置はしているが、より効果的な実施方法を考えていかなければならない。今日指摘をいただいたので、検討していく必要がある。
- ・本件の青少年補導センターの活動は全国でもトップクラスである。地域と一体となって、いじめの防止に取り組んでいる。

【委員】

- ・兵庫県は、警察への相談報告が多いのも評価できる。いじめだけでなく、学力向上、土曜日の活動など地域で子どもを育てると同時に、学校は地域づくりに一定の貢献を果たし、地域の雇用振興をはかるなど、地域づくりが学校の役割になる部分がある。東北でもそのような形がつくられている。

学校評議員制度の機能が評価に偏ってきている。評価ではなく、一緒につくっていくという考え方が必要である。福祉部局や社会教育部局との連動等、教育委員会も部局を巻き込みながら取り組むことが、新しい教育委員会制度の一つの課題である。

問題行動をかかえる子どもが多くなってくる。教育委員会の生徒指導と児童民生委員が連携する必要もある。学校の分掌としても地域と連携する部署をおく県もある。

【委員】

- ・資料では学校や教育委員会の取組ばかりなので、それ以外の取組も載せていただきたい。PTAでもいじめ防止標語コンテストを実施したり、市町でも劇をするなど、いじめ対策に取り組んでいる。このあたりの取組を紹介することで、県民総がかりでいじめに対峙する事につながる。

【委員】

- ・弁護士会では「子どもの権利委員会」を設置し、毎月1回会議をしている。第三者委員会の話が中心議題である。さらに弁護士はいじめ防止に対して何ができるかを考え、いじめ防止予防授業を始めている。第三者委員会については、経験交流集会を3回実施、実際の活動の報告を聞き、今後どのような活動が望ましいか話をしている。

(3) 心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」について

【事務局】

- ・プログラムの作成にあたり、昨年度は聴き取り調査と分析、今年度は連絡協議会の開催と実施校におけるアンケート調査を行った。調査結果については臨床心理士やセンターの大学教員5名で分析をした。
- ・いじめのきっかけを遊びやかからかい、誤解から発展するものなど、6つのカテゴリーに分類した。
- ・いじめに関して、児童生徒に身につけさせるべき資質として、自分を大切にできる力、他者を大切にできる力、集団で生活する態度の、大きく3つのカテゴリーに分類できる11の資質を抽出した。
- ・いじめを決して許さない集団づくり実践事業推進校のうち17校から協力を得て、連絡協議会を設置した。実態調査と効果測定を目的としたアンケート調査も実施した。
- ・プログラムの構成は、児童生徒の活動中心のプログラムと、教師の研修プログラムの2つを柱とした。
- ・活動プログラムには特別活動のプランと授業プラン、研修プログラムでは校内プランと研修所のプランを設けて編集した。
- ・活動プログラムは、聴き取り調査から得られた11の資質を取り上げながら、授業を発達段階に応じて、学校種別に一覧にした。育てたい資質に関する態度やスキルを体験的に学習できる内容になっている。
- ・特別活動プランは、いじめが表面化しやすい時期、例えばクラスが落ち着かない時期や、雰囲気がよくないと教員が感じたとき、一定のスパンで実施し、いじめを防止するものである。
- ・研修プログラムのうち校内研修では、センターの出前研修を活用することもできる。教育研修所では、初任者やミドルリーダー向けの研修でこの研修プログラムを活用する。
- ・プログラムは、センターのホームページに掲載し、周知を図る。生徒指導部長会やカウンセリングマインド研修でも紹介していきたい。

【委員】

- ・教育研修所の出前研修の活用度は、どれくらいか。

【事務局】

- ・年間 100 回程度実施している。学校だけでなく、市町教委など含めての数である。ほとんどは、小中学校からの要請である。高校では減っている。様々な出前研修を用意しているが、情報と並んで、いじめ等の研修の要請が多い。

【委員】

- ・聴き取り調査は、大学生が回想して語った内容の聴き取りか。

【事務局】

- ・現役の児童生徒では聴き取りが難しいので、大学生に聞いた。

【委員】

- ・実際にプログラムを実施した先生はどう感じたか。授業を受けた生徒の感想など効果の測定を行っているか。

【事務局】

- ・実際の運用は4月からである。実際にやっていただきながら新しいプログラムを開発するが、先生方から意見をもらいたい。

【委員】

- ・体験した児童生徒の感想など、数値化が難しいが、効果測定をしていただきたい。

【委員】

- ・東京は、小学校を低・中・高学年と2学年ずつに分けてプログラムをつくっている。それぞれの特性について、発達段階に応じて活用すれば良い。授業の中にどのようにプログラムを導入させるか、までつくり上げている。将来的にはそこまで必要だと思う。特別な場面ではなく、各授業に取り入れると、教科の学習の効果も上がってくる。授業のカリキュラムの中に落とし込むことが大切である。そのような方向性も試みていただきたい。

【委員】

- ・先生が研修を受けて実践するということか。出前研修は、直接生徒を指導するものではないのか。

【事務局】

- ・指導主事が出向いて、学校等を会場として先生方に研修を行うものである。

【委員】

- ・集団の中で教えるのも効果が上がる。いじめ防止等をこのようなプログラムで実施するのは素晴らしいが。忙しい先生方ができるのか疑問である。プログラムはよく練られていると思う。ただ実践をしていくには、かなりの資質、能力が必要となってくるのではないかという懸念を持っている。人員の配置などの背景があれば、それなりに進むのではないか。現場の先生に負担になっていかないか心配である。

【事務局】

- ・いじめ未然防止は集団づくりであると考え。いじめが発生しない、あるいはいじめを許さない人間関係をつくっていくとすれば、これは特別なことではなく、担任は今までも取り組んできたことである。その手法として、プログラムを提示していく。新たにやっていただくことではなく、これまでの取組を整理したものという位置づけである。

【委員】

- ・授業計画案をどのように実施するのか。もう少しくだけて、導入、展開、まとめという中で、大きな特定項目をどう展開するかを示す必要があるのではないか。その学校に合わせて計画案を作るなど、具体的に示さないと、教員側の理解も進まない。集団づくり、仲間づくりは大切である。学校現場に合わせて選択できるプログラムの案づくりがよい。

【事務局】

- ・プログラムは学校で工夫が可能なものになっている。心の教育総合センターでこれまで蓄積したものも含んでいる。

【委員】

- ・学校では学級開きの際、いろいろな活動をやっている。「こんなやり方もありますよ」といった一つの参考例として提示すればよい。

【委員】

- ・教職大学院で、カリキュラムコーディネーターを養成するようなことはあるか。道徳、進路、生徒指導など、全ての学校教育活動を通じて行うとするものが増えている。単発の取組ではなく、横軸を突き刺してやっていくカリキュラムを考える必要がある。

【委員】

- ・教職大学院では、共通科目の中で教育課程のつくり方を学ぶことはある。一番やっているのは学校経営コースが学校経営の観点で、学校としてカリキュラムをどうつくっていくかということがある。包括的児童生徒支援ということで単発ではなく、学校の実情を踏まえて、どの教科のどこに何を位置づけ、どのような力をつけさせるか、包括的なものをどうつくっていくかが大事となってくる。管理職だけではなく、一般教員も意識する必要がある。

【委員】

- ・合科という考え方が出てきている。生徒指導の開発的・予防的な面からも、そういう方向づけがこれから教育委員会で進めていかなければならないし、現場でも関心をもってもらわなければならない。

【委員】

- ・いじめ未然防止プログラムはよくまとめられているが、専門的な用語もありそのまま提示すれば、教員がこのための特別な勉強をしなければならないと感じるのではないか。聴き取り調査は非常に丁寧なやり方ではある。ただし、聴き取る対象が聞き手との関係の中でしか本当のことを言わないという面もあることを考慮に入れておく必要がある。
- ・いじめられたが、乗り越えられたケースには、家族や、友人など重要な他者がいる。ただし、保護者が育ってきた環境などから、重要な他者になれない場合がある。
- ・いじめられる子には、特性はない。いじめる側の目的によっていじめられる子が出てくる。不登校だったら助かったという例もある。不登校の数が減ればよい、という問題だけではない。

(4) 平成 27 年度いじめ防止対策関連施策の概要について

【事務局】

- ・来年度について、拡充の事業が2つある。特別支援学校交流体験チャレンジ事業は、特別支援学校の児童生徒が、他の学校の児童生徒や地域の方との交流や自然体験によって、自立に向けて知識、技能、態度など社会性を養う事業である。小学校へのスクールカウンセラーの拠点配置は昨年より3校増やしている。